

日=日時・期間 定=定員 費=費用 共=共催
場=会場・場所 内=内容 持=持ち物 申=申込・申請方法
対=対象 講=講師 主=主催 問=問合せ

📶 =オンライン開催 🖥️ =HPで詳しく

👶 …子ども・教育 🏠 …高齢者・介護 ♿ …障害のある方 👤 …事業者の方 👥 …すべての方 🤝 …人材募集



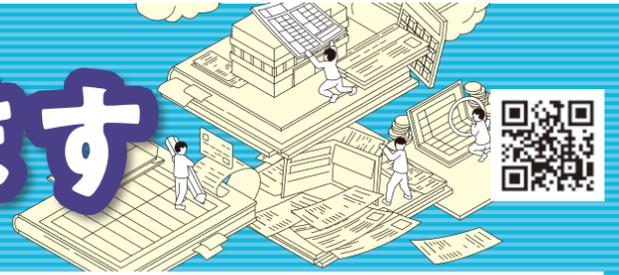
※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。 ※費用の記載のないものは、原則として無料。
※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名 ②〒・住所 ③氏名(ふりがな)
④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

ピックアップ

確定申告が始まります



- ◆ 所得税・復興特別所得税 …… 2月17日(月)～3月17日(月)
 - ◆ 贈与税 …… 3月17日(月)まで
 - ◆ 個人事業者の消費税・地方消費税 …… 2月17日(月)～3月31日(月)
- ※令和5年10月以降にインボイス発行事業者として登録した方は、消費税の申告が必要です。

📍 新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3) ☎(6757)7776、📍 四谷税務署(〒160-8530四谷三栄町7-7) ☎(3359)4451、📍 国税庁ホームページ(上二次元コード) 🌐 <https://www.nta.go.jp/>

スマートフォン・パソコンで確定申告ができます(e-Tax)

申告書の作成・送信は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(右二次元コード。🌐 <https://www.keisan.nta.go.jp/>)をご利用ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、e-Tax(インターネットからの確定申告)を利用して、申告書の作成・提出ができるほか、マイナポータルと連携すると医療費やふるさと納税等のデータを自動入力できます。マイナンバーカードをお持ちでない方も、「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成できます。



e-Taxのメリット

- 📄 添付書類の省略(一部) **省略可**
- 📄 印刷・郵送費不要 **不要**
- 📄 申告書作成会場への来場不要 **不要**

スマホ申告作成会場を開設します

原則として、ご自身のスマートフォンで申告していただきます。

開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日等を除く)

※3月2日(日)は開場します。

受付時間 午前8時30分～午後4時(相談時間は午前9時15分～午後5時)

場対 ▶ 新宿税務署…新宿地区の方、▶ 四谷税務署…四谷・牛込地区の方
※会場への入場には入場整理券が必要です。LINEアプリ(右二次元コードの国税庁LINE公式アカウントを友だち追加)で事前発行しています。

※原則として、10日先の日程まで申し込めます(来場日の2日前まで申し込み可)。

※入場整理券の配布状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。

※3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されます。2月中の来場をおすすめします。

※作成済みの申告書等の提出方法等詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

※駐車場は利用できません。



振替納税(口座引き落とし)もご利用ください

振替納税を利用すると、下記の日程に納税額が指定の口座から自動で引き落とされます。

新規に振替納税を利用する方は、それぞれ上記申告期間内に預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書をお住まいの地域を管轄する税務署または金融機関へ提出してください(e-Taxでも提出可)。

振替日

▶ 所得税・復興特別所得税…4月23日(水)

▶ 個人事業者の消費税・地方消費税…4月30日(水)

※贈与税は振替納税を利用できません。

確定申告の問合せ先

◆ 国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901

(確定申告書等作成コーナーの操作方法は ☎0570(01)5901へ)

◆ 税務相談チャットボット(右二次元コード)

質問を入力いただくと、AIを活用した「税務職員ふたば」(右図)が回答します。



専用用紙で確定申告する方へ

確定申告関係の用紙(申告書等)は、国税庁ホームページから取り出せるほか、右記国税相談専用ダイヤル(音声ガイダンス0番)へお問い合わせください。